

令和9年度副食費算定用の資料提供について

年 月 日

木津川市長 宛て

保護者 住所 木津川市

氏名

下記の世帯であることにより、副食費の減免基準が市町村民税の所得割の額77,101円未満の世帯となるため資料提供をします。

副食費の算定について

幼児教育・保育の無償化実施に伴い、全ての3歳児（教育利用子どもについては満3歳）から5歳児までの子どもの保育料が無償化されますが、食材料費については保護者の方にご負担いただくという考え方のもと、主食費及び副食費については、施設または市による徴収とさせていただきます。

副食費については、年収360万円未満相当世帯（市町村民税の所得割の額57,700円未満の世帯）は免除となりますが、ひとり親世帯または在宅障害児（者）がいる世帯については、市町村民税の所得割の額77,101円未満の世帯が免除となり、基準が異なります。

記

■児童の世帯状況等

氏 名		
生年月日	令和 年 月 日生	
利用中の施設名		
該当する世帯状況	☐ ひとり親世帯	☐ 障害児(者)のいる世帯
添付する書類等 ※□にレを記入し、書類の写しを添付してください。	☐ 児童扶養手当証書 ☐ 児童扶養手当認定通知書 ☐ その他（ ）	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当に係る証書・受給証明書 ☐ 国民年金障害基礎年金証書 ☐ その他（ ）

【注意】

- ・資料提供をされても、所得制限等により副食費を負担していただく場合があります。
- ・世帯状況等に変更があった場合は、速やかに変更申請書を提出してください。